

《 アドバイザー紹介 》

岩手県立大学総合政策学部教授 たか はし ひで ゆき
高 橋 秀 行 氏

【略歴】

1955（昭和30）年東京都生まれ。早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。明治大学大学院政治経済学研究科博士後期課程単位取得退学。

(財)行政管理研究センター研究員、岩手県立大学総合政策学部助教授を経て、現職

【専門分野】

市民参加論、環境マネジメント論、市民立法論

【主な著書】

- 『市民主体の環境政策』（公人社、2000年）
- 『協働型市民立法』（公人社、2002年）
- 『市民参加条例をつくろう』（公人社、2004年）
- 『環境マネジメントとまちづくり』（共著 学芸出版社、2004年）
- 『新説 市民参加』（共著 公人社、2005年）ほか

【参加・協働関係の主な自治体審議会等委員経験】

- ・和光市市民参加推進会議委員（2005～2008年）
- ・奥州市自治基本条例検討委員会委員（2007～2008年）
- ・花巻市まちづくり基本条例策定委員会委員長（2007～2008年）
- ・奥州市環境基本計画策定委員会委員（2007年～）
- ・紫波町市民参加推進会議委員（2008年～）
- ・二戸市市民協働推進委員会委員（2008年～）

西和賀町まちづくり基本条例をつくる会会則（案）

1 名称

この会の名称は、「西和賀町まちづくり基本条例をつくる会」とします。

2 目的

この会は、町民が主体となって西和賀町にふさわしいまちづくり基本条例の制定を目指し、そのために条例に規定すべき内容を提言することを目的とします。

3 存続期間

この会の存続期間は、まちづくり基本条例に規定すべき内容を提言するまでとします。

4 会員

この会の会員は、西和賀町民及び西和賀町で働く個人とし、参加しようとするときは、事務局に申し込むものとします。

5 構成

この会に、全体会及び運営委員会を置くものとします。

この会に、会員の互選により代表及び副代表を各1人置くものとします。

この会に、必要に応じて作業グループを置くことができるものとします。

6 全体会

全体会は、会員全てを構成員とし、この会の最高意思決定機関とします。

7 運営委員会

運営委員会は、代表、副代表及び代表が指名する会員で構成します。

運営委員会の委員長及び副委員長は、代表及び副代表が兼ねるものとします。

運営委員会は、各会議の運営方法の検討、会議に提案する内容の取りまとめ等この会の運営に必要な事項を担当するものとします。

8 会の代表等

代表は、この会の会務を統括し、副代表は代表を補佐するものとします。

全体会及び運営委員会の会議は、代表が招集し、代表がその議長となるものとします。

9 議事

決定は出席者全員の合意を原則としますが、迅速な決定を要する場合は、出席者の3分の2以上の多数決により決定するものとします。

会議では、お互いの意見を尊重し合い、自由な発言を原則とします。また、特定の個人又

は団体を誹謗、批判、中傷、雑言等は、厳禁とします。

10 会議の公開

この会の会議は、全て公開を原則とします。

会議の傍聴は自由にできるものとします。ただし、傍聴者が会議の妨害となるような行為をした場合は、退場を求めるものとします。

会議の内容は、町のホームページ、広報紙等によりできる限り公開するものとし、検討の経過、内容、成果等について、広く情報提供に努めるものとします。

11 町民からの意見聴取等

検討の過程においては、多くの町民が参加できる地域懇談会等の方法により、幅広く意見や要望を収集し、参考とするものとします。

12 事務局

この会の事務処理のため、西和賀町役場政策推進室に事務局を置きます。

13 改正等

この会則に定めるもののほか、この会の運営について重要な事項は、全体会で決定します。この会則の改正についても同様とします。

会則規定内容確認事項一覧

項目（番号は会則案に対応）	規定内容案及び別案	決定内容
1 名称	西和賀町まちづくり基本条例をつくる会	
2 目的	条例に規定すべき内容を提言すること 別案) 条例案を策定すること	
3 存続期間	条例に規定すべき内容を提言するまで 別案) 条例が制定されるまで	
4-1 会員資格	町民及び町内で働く個人 別案) 町民に限る	
4-2 途中参加	途中参加を認める 別案) 途中参加を認めない	
5-1 構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体会、運営委員会を設置 ・ 部会を置かない ・ 必要に応じ広報グループ・起草グループなどの作業グループを置くことができる ・ ワーキンググループを置かない（必要に応じてグループ分けし、グループ討議を行う。） 別案) <ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれ議題を分担して協議する部会を置く 部会を置く場合（東京都小平市の例） 第一部会 議会、地域コミュニティ、住民投票 第二部会 町長、行政運営のあり方 第三部会 町民、町民参加のあり方、情報公開 （会員はいずれかの部会に所属する） ・ 会員を2～3に区分して同じ議題について協議するワーキンググループを置く（メンバー固定） 	
5-2 代表等	代表、副代表各1名を置く	
6 全体会	会員全てを構成員とする全体会を最高意思決定機関として位置づける	
7 運営委員会	代表、副代表及び代表が指名する会員で構成 別案) 部会を置く場合、代表、副代表、部会長及び副部会長で構成	
8 代表等	代表が全体会及び運営委員会を招集し、議長となる	

9 議事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員一致を原則とする ・ 必要な場合は出席者の 2 / 3 の賛成により決定する <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 別案) <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な場合の決定方法を 1 / 2 以上の多数決とする ・ 会則の改正等重要事項の決定方法を 2 / 3 以上の多数決とする ・ 両論併記できることを規定する </div>	
10 会議の公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て公開を原則とする ・ 傍聴は自由にできるものとする（マスコミも可） ・ 会議を妨害する恐れのある場合は傍聴者に退場を求める ・ 会議の内容は、町の HP、広報紙等によりできる限り公開する（議事録も HP に掲載する） ・ 特定の個人等の誹謗、中傷等を厳禁とする <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 別案) 場合により非公開とすることができることを規定する </div>	
11 町民からの意見聴取等	多くの町民が参加できる地域懇談会等の方法により幅広く意見等を収集する	
12 事務局	町政策推進室に事務局を置く	
13 改正等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会の運営に必要な事項は全体会で決定 ・ 会則の改正も同じ 	

町又は議会との協定に関しては今後検討することとする。